

令和7年第10回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年10月27日 午後1時59分から午後3時32分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田 一成	出		7	林 昇	出	
2	小川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小島 保	出		9	栗原 昇	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	小久保 隆義	出		11	新井 雅之	出	
6	浅見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 7名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤 文夫	出		16	鹿ノ戸 健次	出	
13	西嶋 正芳	出		17	人見 武男	出	
14	岡野 幸平	出		18	小川 邦雄	出	
15	中島 昭夫	欠		19	岡野 和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
次長	小俣 千秋	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之

委員 澤田 一成

11. 議決事項及び議事の要領

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することです。農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされており、譲受人は株式会社のため要件を満たしています。

2つ目が事業の内容に関することで、主たる事業が農業であることとされています。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・小麦・野菜とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしています。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名とも常時従事者であるため要件を満たしています。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしています。

譲受人は市内にて約94haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのこと。現地については多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。また、隣地については、飯盛川の排水機場に係る工事のため埼玉県飯能県土整備事務所が一時転用を行っている農地となっています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件については、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数300日となっています。

譲受人は坂戸市内と住所地である鶴ヶ島市を併せて約0.7haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく

耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 西嶋推進委員
2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、大規模農業法人であり、申請地の農地が増えても特段問題はなと考えます。今回の申請地は、4月に3条申請が行われた際に申請漏れがあった筆となっております。

小委員会において譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件の譲渡人の方は、農業経営の規模縮小を希望されていたため、現在営農は行っていません。譲受人については、専業農家として坂戸市及び鶴ヶ島市で農業に従事しております。現地については肥培管理がされ、農地として問題なく管理が行われております。

小委員会といたしましては、譲受人が申請地を取得することについて問題はないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第37号については許可と決定します。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅進入路への転用となります。

今回の申請については、申請人が自宅の建て替えのため開発許可に関する相談を坂戸市の都市計画課へ相談を行ったところ、現在の自宅敷地への進入路では建築基準法上での道路として認められるものが存在しないことが判明しました。そのため、新たに市道から幅員4mの路地状敷地を設けることとなりました。埼玉県建築基準法施行条例において、路地状部分の長さが20m以上は幅員4mを保持しなければならないと決められているため、今回の申請となりました。

現地の状況としましては、農地として適正に管理されていることを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内

に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 西嶋推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 所有者は現在の住宅を昭和44年に建て、耐震性等への不安から建て替えを行いたいと思ったそうです。計画の際、住宅進入路の幅員が狭く、建て替えが行えないことが判明したため、自宅前の畑の一部を進入路とする、今回の申請となりました。

小委員会としましては、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第38号は、許可相当と決定します。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から5番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場及び資材置場への転用となります。

今回の申請地につきましては、譲受人は建設業を営む法人になります。現在駐車場及び資材置場として借地している土地の契約が近々切れ、土地を返還する必要があるため、代わりの土地として今回の申請となりました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については碎石の敷き込みによる処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用と

なります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき市が定める農用地区域内農地、通称「青地」に該当していたため、今年の5月に議案として農用地区域内農地からの除外を審議したのになります。その後除外の手続きが完了したため、今回の農地転用の申請に至りました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場への転用となります。

今回の申請地につきましては、譲受人は小規模保育事業所を営む社会福祉法人になります。現在駐車場として借地している保育施設近くの土地を返還する必要が生じたため、代わりの土地として今回の申請となりました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が

第1種農地の不許可の例外に値すると考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 小川 隆委員

2番、3番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

4番、5番 勝呂地区 小島委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、譲渡人は市外にお住まいで、申請地は相続によって得た農地となります。これまでは近隣の方が家庭菜園として農地を利用しておりましたが、その方も高齢で農地の利用もなくなり、譲渡人自身は遠隔地に住んでいるため管理が難しいことから、農地を手放したいと考えたそうです。

周辺は宅地化が進んでおり、大きな規模での農業はできないような状況から、小委員会としましても、転用はやむを得ないのではないかとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件については、申請地は今年の5月に同じ譲渡人から申請された隣地になります。元々は譲渡人の兄が耕作を行っていましたが、数年前に亡くなり、兄弟が農地を引き継いだ様ですが、耕作を行う予定もないことから、今回の申請となったそうです。

周辺農地に影響はないと考えられるので、小委員会としましてはやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

3番案件については、譲渡人は譲受人の父親です。申請地は譲受人の祖父が耕作しておりましたが、亡くなった後は耕作を行う方がいなかったため、今回の申請となりました。

近隣への影響もないと考えられることから、小委員会としましては転用はやむを得ないとの結論になりました。委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 4番案件については、申請地奥の1軒は転用が許可されたものになります。譲渡人については、耕作は行っておらず、草刈り等で農地の管理を行っているみの状態です。

小委員会においてもやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

5番案件については、譲受人の法人は現在近隣のキリスト教会の土地を借りて、職員等の駐車場として利用しています。

近隣農地への影響もないと考えられるので、小委員会においても転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 1番から5番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて6番から12番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、農地として問題がないことを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地については、7月に申請が行われ、農業委員会総会での審議を経て転用が許可されましたが、許可後に申請代理人から譲受人の名を夫婦の連名に変更したいとの話がありました。県に相談したところ、許可取消のうえ、再度申請し、許可を取る必要があるとのことで、申請に至りました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、認定こども園の園舎への転用となります。

譲受人については、森戸地内で幼稚園を営む法人になります。現在運営している幼稚園を認定こども園に移行するにあたり、新たな園舎を新築するために今回の申請となりました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、建物からの排水については合併浄化槽を経て近隣の水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
6番～8番 入西地区 人見推進委員

9 番 大家地区 小川 邦雄推進委員
10 番～12 番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 6 番案件については、譲渡人は高齢の夫婦で、後継者もなく、体調も思わしくないことから、農業経営の縮小を図るために今回の申請地を手放すこととなりました。

小委員会としましても、近隣農地への影響もないと思われることから、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

7 番案件については、申請地は昨年 9 月に審議され、許可済みとなった区画の隣地になります。譲渡人は申請地を相続で取得されましたが、住まいが遠方であり、農業の経験もないことから耕作は行っておりません。近所に住む兄が管理を行っていたそうですが、近年体調が思わしくないことから今後の管理が難しくなることが考えられるため、手放すこととしたそうです。

小委員会としましても、近隣農地への影響もないと思われることから、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

8 番案件については、7 月に審議され、許可済みとなった申請地になります。今回、譲受人が夫婦連名に変更したいとのことで、その他の点についての変更はありませんので、小委員会では問題ないとの結論になりました。委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 9 番案件については、譲渡人は高齢で、農業については家庭菜園のみを行っている程度です。対象農地は相続で取得した土地になります。以前は茶畑として利用していたようですが、茶畑から畑に転換をしようとした際、砂利が多く、なかなか作物が育たないといった状況で管理を続けていたようです。申請地の隣地は雑種地で、現在は幼稚園のバス駐車場として利用しており、今回の申請地と併せて、認定こども園を造りたいとの要望があり、申請に至ったそうです。

近隣農地への影響については、北側は斜面になっており、現在耕作等は行われず休耕地となっているため、影響はないと考えられます。また、現在は小規模保育所として運営されている幼稚園が認定こども園となることで、地域のため、子育てのため、地域からも認められた幼稚園となると考えております。

小委員会としましては慎重に協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 10 番・11 番・12 番の案件については、譲渡人はすべて同じになります。高齢で、現在は施設で生活をしています。親族が管理を行っている状況にあり、周辺の所有されていた農地は、住宅として既に転用許可済みとなったところが大半です。

周囲は既に住宅が建ち始めており、周囲農地への影響等も問題はないと考えます。小委員会においても転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 6 番から 12 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますので、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第39号は、許可相当と決定します。

議案第40号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第40号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数2件、筆数15筆、面積が合計11,073㎡となっており、契約の始期は全て令和8年1月1日となっております。

1番については、耕作者は主に入西地区で約15aの農地を耕作しており、主に露地野菜を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、耕作者は主に勝呂地区で約1.7haの農地を耕作しており、主に小麦を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年10月31日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業はなく、令和7年11月1日始期の農地中間管理事業の面積も同じくなく、合意解約された面積471㎡を差引しますと、令和7年11月1日設定後の利用集積面積は3,467,306.86㎡となります。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 入西地区 浅見委員

2番 坂戸地区 松永委員

委 員 1番の耕作者については、主に野菜を栽培しており、長年耕作を続けていることから、借入面積が増えても問題なく耕作が可能と考えております。

委 員 2番の耕作者についての前に、今回の対象地となっている片柳地区は令和3年頃から、ねぎを栽培されていた法人がございました。一時は豊作となったのですが、その後経営が振るわず、最終的には法人として撤退となってしまいました。その農地を今回新しく耕作してもらうこととなりました。

本人は大変意欲的で、現在の耕作地から拡大を図りたいとの話を受けて、今回の申請に至っております。現在は石井地区で小麦の栽培を行っており、石井地区の友人からも小麦栽培に熱心である旨を伺っています。片柳地区を遊休農地化しないためにもご尽力いただきたいと考えておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。

